13　法第四十二条の四第八項第六号の二に規定する政令で定める事由は、当該事業年度において法人の同号に規定する計算した金額が十五億円を超えるかどうかを判定する場合における次に掲げる事由とする。

一　当該法人（以下第十七項までにおいて「判定法人」という。）の当該事業年度（以下第十五項までにおいて「判定対象年度」という。）開始の日において判定法人の設立の日（次に掲げる法人にあつては、それぞれ次に定める日。第三号及び第四号において同じ。）の翌日以後三年を経過していないこと。

イ　法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（以下この条において「公益法人等」という。）又は内国法人である人格のない社団等　新たに同法第二条第十三号に規定する収益事業（以下この条において「収益事業」という。）を開始した日

ロ　公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

ハ　外国法人　恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた日又は外国法人が恒久的施設を有しないで法人税法第百三十八条第一項第四号に規定する事業を国内において開始し、若しくは同法第百四十一条第二号に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日のいずれか早い日（人格のない社団等については、同条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日）

二　判定法人の判定対象年度に係る各基準年度（法第四十二条の四第八項第六号の二に規定する基準年度をいう。次項において同じ。）で法人税法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度であるものの所得に対する法人税の額につき同条の規定の適用があつたこと。

三　判定法人が特定合併等に係る合併法人等に該当するもの（次に定めるところによりその特定合併等に係る合併法人等の設立の日をみなした場合においても判定対象年度開始の日において判定法人がその設立の日の翌日以後三年を経過していないこととなるときにおける判定法人を除く。）であること。

イ　法人を設立する特定合併等が行われた場合には、当該特定合併等に係る被合併法人等のうちその設立の日（既にイ又はロの規定により当該被合併法人等の設立の日とみなされた日）が最も早いものの設立の日をもつて当該特定合併等に係る合併法人等の設立の日とみなす。

ロ　特定合併等（法人を設立するものを除く。）が行われた場合において、当該特定合併等に係る被合併法人等の設立の日（既にイ又はロの規定により当該被合併法人等の設立の日とみなされた日があるときは、その日）が当該特定合併等に係る合併法人等の設立の日（既にイ又はロの規定により当該合併法人等の設立の日とみなされた日）よりも早いときは、当該特定合併等後は、当該被合併法人等の設立の日をもつて当該合併法人等の設立の日とみなす。

四　判定法人が判定対象年度開始の日から起算して三年前の日（以下第十五項までにおいて「基準日」という。）から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人に該当していたこと（前号イ及びロに定めるところにより特定合併等に係る合併法人等の設立の日をみなした場合においても判定対象年度開始の日において判定法人及び判定法人との間に連結完全支配関係があつた法人の全てがその設立の日の翌日以後三年を経過していないことに該当する場合を除く。）。

五　判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していたこと。

六　判定法人が外国法人であること。

14　法第四十二条の四第八項第六号の二に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　前項第一号に掲げる事由に該当する場合（同項第三号又は第四号に掲げる事由に該当する場合を除く。）　零

二　前項第二号に掲げる事由に該当する場合（同項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）　イに掲げる金額をロに掲げる月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額

イ　判定法人に係る各基準年度の所得の金額の合計額から前項第二号に掲げる事由により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額

ロ　イに規定する各基準年度の月数の合計数

三　前項第三号に掲げる事由に該当する場合（同項第四号から第六号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）　イに掲げる金額及び合併等調整額（各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。次号イにおいて同じ。）の合計額を三で除して計算した金額

イ　前号イに掲げる金額（同号ロに掲げる月数が三十六を超える場合には、当該金額を当該月数で除し、これに三十六を乗じて計算した金額）

ロ　各対象特定合併等に係る各被合併法人等ごとの次に掲げる金額の合計額（当該対象特定合併等に係る被合併法人等の当該合計額に加算調整額（イに掲げる金額又は他の対象特定合併等に係る被合併法人等の次に掲げる金額の合計額をいう。）の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）

(1)　判定対象年度開始の日又は当該対象特定合併等の日のいずれか遅い日から起算して三年前の日（(1)において「修正基準日」という。）から当該対象特定合併等の日の前日までの期間（(1)において「修正基準期間」という。）内に終了した当該対象特定合併等に係る被合併法人等の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には連結事業年度とし、当該修正基準期間内に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該修正基準期間内に終了した連結事業年度）がない場合（当該対象特定合併等が合併以外のものである場合に限る。）又は当該各事業年度（当該修正基準期間内に終了した当該被合併法人等の連結事業年度を含む。）の月数の合計数が当該修正基準期間の月数に満たない場合には当該被合併法人等の当該修正基準日を含む事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該修正基準日を含む連結事業年度）開始の日前一年以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結事業年度）を含む。）(1)において「被合併等事業年度」という。）の所得の金額（当該所得に対する法人税の額につき法人税法第八十条の規定の適用があつた場合には同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額とし、連結事業年度にあつては連結所得の金額（当該連結所得に対する法人税の額につき同法第八十一条の三十一の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額に相当する金額を控除した金額）とする。）の合計額（当該被合併等事業年度の月数の合計数が修正基準期間の月数を超える場合には、当該合計額を当該被合併等事業年度の月数の合計数で除し、これに当該修正基準期間の月数を乗じて計算した金額）

(2)　当該対象特定合併等に係る被合併法人等の当該対象特定合併等の日を含む設立事業年度（当該被合併法人等の設立の日を含む事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該設立の日を含む連結事業年度）をいい、判定対象年度終了の日以前に終了するものに限る。）の所得の金額（連結事業年度にあつては、連結所得の金額）から当該所得に対する法人税の額につき法人税法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額（当該連結所得に対する法人税の額につき同法第八十一条の三十一の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額を含む。）に相当する金額を控除した金額を当該設立事業年度の月数で除し、これに当該設立事業年度開始の日から当該対象特定合併等の日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額